

平成30年度 後期高齢者健康診査委託契約書

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者に対して実施する健康診査（以下「後期健診」という。）について、勝山市ほか別紙1「平成30年度後期健診集合契約委託元市町一覧」に示す市町（以下「委託者」という。）と一般社団法人福井県医師会（以下「受託者」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 委託者は、後期健診を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 委託者が受託者に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に準じて、別紙2「後期健診等内容表」のとおりとする。

2 前項の業務は、受託者の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙3「実施機関一覧表」のとおり）で行うものとする。なお、実施機関の変更については、6月末日、9月末日および12月末日時点で行うものとする。

3 受託者または実施機関は、後期健診終了後速やかに、法第23条の規定に準じて後期高齢者健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお、通知に当たっては、実施基準第3条に準じて、後期高齢者健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 後期健診の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に準じて電子データとして作成し、取りまとめ、委託者の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。本契約においては福井県国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 後期健診は、実施機関に被保険者証および委託者の発行する受診券を提示した者を対象とし、当該実施機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 委託料は、別紙4「内訳表」のとおりとする。

(委託料の請求)

第6条 受託者または実施機関は、後期健診実施後、速やかに受診者に結果を通知した後に遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料について、「内訳書」に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

- 2 前項における結果の取りまとめおよび代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に準じて電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MOまたはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。ただし、委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。なお、送付の期限が土曜日、日曜日および国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

(委託料の支払い)

第7条 委託者は、受託者または実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月26日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の26日）を基本として、委託者と代行機関との間で定める日に、受託者または実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

- 2 委託者および代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（受託者または実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った市町もしくは他の市町に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整または当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 請求者（受託者または実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第8条 実施機関において、被保険者証と受診券の両方を確認せずに実施した場合は、当該実施機関の責任・負担とし、委託者から請求額は支払われないものとする。

- 2 実施機関において、被保険者証と受診券の両方を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、委託者の責任・負担とし、委託者は請求額を代行機関を通じて実施機関に支払うものとする。
- 3 実施機関において、受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任・負担とし、委託者から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 実施機関は、委託者が受託者に委託する業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することをあらかじめ明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項ただし書きにおいて実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者の自己負担金の徴収および第6条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 受託者および実施機関は、委託者が受託者に委託する業務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故および損害の責任)

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故ならびにその業務により生じた事故および損害については、委託者および受託者に故意または重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意または重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は、委託者および受託者と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、受託者と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 受託者および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、後期健診の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙5「個人情報取扱注意事項」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて（通知）」（平成29年4月14日個情第534号、医政発第0414第6号、薬生発第0414第1号、老発第0414第1号）ならびに福井県後期高齢者医療広域連合および委託者において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、受託者と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 委託者は、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する受託者および実施機関の公表内容等に関し詳細を確認するとき、その他委託者が必要と認めるときは、受託者に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査および報告を求めることができる。

2 委託者から前項の照会があった場合、受託者は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 委託者または受託者がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、委託者は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する受託者および実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより委託者に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第15条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、委託者・受託者誠意を持って協議の上決定するものとする。

委託者および受託者は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、委託者・受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

委託者

勝山市ほか13市町

契約代表者

勝山市元町1-1-1

勝山市長 山 岸 正 裕

受託者

福井県福井市大願寺3-4-10

一般社団法人 福井県医師会

会長 大 中 正 光

平成30年度後期健診集合契約委託元市町一覧

保険者番号	委託元市町名	郵便番号	所在地	電話番号
39182027	敦賀市	914-8501	敦賀市中央町 2-1-1	0770-21-1111
39182043	小浜市	917-8585	小浜市大手町 6-3	0770-53-1111
39182050	大野市	912-8666	大野市天神町 1-1	0779-66-1111
39182068	勝山市	911-8501	勝山市元町 1-1-1	0779-88-1111
39182076	鯖江市	916-8666	鯖江市西山町 13-1	0778-51-2200
39182084	あわら市	919-0692	あわら市市姫 3-1-1	0776-73-1221
39182092	越前市	915-8530	越前市府中 1-13-7	0778-22-3000
39182100	坂井市	919-0592	坂井市坂井町下新庄 1-1	0776-66-1500
39183223	永平寺町	910-1192	吉田郡永平寺町松岡春日 1-4	0776-61-1111
39184049	南越前町	919-0292	南条郡南越前町東大道 29-1	0778-47-3000
39184239	越前町	916-0192	丹生郡越前町西田中 13-5-1	0778-34-1234
39184429	美浜町	919-1192	三方郡美浜町郷市 25-25	0770-32-1111
39184833	おおい町	919-2111	大飯郡おおい町本郷 136-1-1	0770-77-1111
39185012	若狭町	919-1393	三方上中郡若狭町中央 1-1	0770-45-1115

後期健診等内容表

区 分		内 容	
受 診 者 に 対 し て 一 律 に 実 施 す る 健 診 の 項 目	基 本 的 な 健 診 の 項 目	既往歴の調査(服薬歴および喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1	
		自覚症状および他覚症状の検査	
		身体計測	身長
			体重
			腹囲
			BMI
		血圧	収縮期血圧
			拡張期血圧
		血中脂質検査	中性脂肪
			HDL－コレステロール
			LDL－コレステロール(※2)
		肝機能検査	GOT
			GPT
			γ－GTP
		血糖検査※3 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖
			へモグロビンA1c
			随時血糖
		尿検査※4	糖
			蛋白
	市 町 独 自 の 追 加 健 診 の 項 目	貧血検査	赤血球
			血色素量
			へマトクリット値
		心電図検査	
		血清クレアチニン及びe G F R	
尿酸			
医師の判断で実施 する健診の項目		眼底検査※5	

※1 質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴および既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※2 中性脂肪が400 mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール（総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの）で評価を行うことを可能とする。

※3 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビン A1c を測定すること。なお、やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビン A 1 c を測定しない場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き、随時血糖による血糖検査を実施することを可能とする。

※4 腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合委託者から受託者に委託費用は支払われない）。

※5 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、標準的な健診・保健指導プログラム【平成 30 年度版】の判定基準により行うものとし、受診者に十分な説明を行うとともに、委託元市町に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

なお、高血糖者については、原則両眼の眼底撮影を実施し、所見が重症な側の所見を記載すること。

※6 健診の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第3条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と後期健診の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

＜別紙３＞ 実施機関一覧は省略

内 訳 表

区 分		1人当たりの委託料単価 (消費税含む)	支払条件
受診者に対して一律に実施する健診の項目	基本的な健診項目	7,647円	健診実施後に一括
	市町独自の追加健診項目	1,868円	
医師の判断で実施する健診の項目	眼底検査 (両眼実施時)	605円 (1,210円)	

※ 委託料単価には、電子的標準様式に準じたデータの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

受託者および実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受託者および実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 受託者および実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受託者および実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用および提供の制限

受託者および実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、または第三者に提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

5 適正管理

受託者および実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

受託者および実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、受託者および実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

受託者および実施機関は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、または受託者および実施機関自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、または引き渡すものとする。ただし、委託者が別に

指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

受託者および実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、その業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないことおよび契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者および実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

受託者および実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。